

川崎市国民健康保険料特別徴収取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項の規定に基づく、国民健康保険料の特別徴収に関する本市の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収開始の要件)

第2条 国民健康保険料の特別徴収の対象となる世帯は、当該年度の7月時点において、次の要件を全て満たす世帯とし、当該年度の10月から特別徴収を開始する。

- (1) 世帯主が国民健康保険の加入者で、加入者全員が65歳以上74歳以下である場合
- (2) 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- (3) 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- (4) 国民健康保険料を納付書により納めている場合（当該年度に係る保険料の全額を既に納付している者を除く。）

2 国民健康保険料を口座振替により納めている世帯について、前項第1号、第2号及び第3号を満たし、以下のいずれかの要件を満たす場合は当該年度の10月から特別徴収を開始する。

- (1) 国民健康保険料に未納があること。
- (2) 当該年度の6月末時点において、世帯主から国民健康保険料特別徴収申出書による申出があること。

3 前項第2号に該当する場合、世帯主は口座振替の停止手続きを行わなければならない。

(納付方法変更の要件)

第3条 前条に規定する国民健康保険料の特別徴収の対象となる世帯が、納付方法を口座振替に変更するためには、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 世帯主から国民健康保険料納付方法変更申出書による申出があること
- (2) 国民健康保険料口座振替の申込みがされていること
- (3) 国民健康保険料に未納がないこと

2 前項第1号及び第2号の要件を満たす世帯について、国民健康保険料に未納があるときは、区長は納付誓約等の折衝を行わなければならない。

(特別徴収の中止)

第4条 区長は、特別徴収の対象となる世帯の世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯主に係る保険料の特別徴収を中止し、納付方法を普通徴収へ変更するものとする。

- (1) 特別徴収の対象となる世帯の世帯主から口座振替への変更の申出があり、区長が前条の要件が満たされていることを確認のうえ、当該申出を承認したとき。
- (2) 特別徴収の対象となる世帯の世帯主について、川崎市国民健康保険条例第38条に規

定する保険料の徴収猶予又は第 39 条に規定する保険料の減免に該当するなど、特別な事情があることにより特別徴収の方法によって保険料を徴収することが困難であると区長が認めたとき。

(3) 特別徴収の対象となる世帯が第 2 条第 1 項第 1 号の要件を満たさなくなったとき。

(4) 特別徴収の対象となる世帯の世帯主が 75 歳に到達する年度について、保険料の徴収を円滑に行うため、当該年度に係る保険料の全額を普通徴収の方法により徴収するとき。

2 区長は、前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、国民健康保険システム（以下「システム」という。）により、当該申出等に係る特別徴収中止等の入力を行う。

（特別徴収中止の通知）

第 5 条 区長は、前条により特別徴収を中止し、納付方法を普通徴収へ変更するときは、当該世帯主に対し通知するものとする。

（特別徴収再開の要件）

第 6 条 区長は、第 4 条により特別徴収を中止し、納付方法を普通徴収へ変更した世帯について、第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号を満たしたうえで、次の各号いずれかに該当したときは、特別徴収を再開することができる。

(1) 世帯主から国民健康保険料特別徴収申出書による申出があった場合

(2) 国民健康保険料に未納がある場合

(3) 国民健康保険料の納付方法が口座振替ではなくなった場合

(4) その他区長がやむを得ないと認めた場合

（特別徴収の再開）

第 7 条 当該年度の 7 月時点において、前条の要件を満たす世帯について、当該年度の 10 月から特別徴収を再開する。

2 区長は、前条第 1 号により特別徴収を再開しようとする場合は、システムにより当該申出に係る入力を行う。

3 区長は、第 1 項により特別徴収を再開するときは、当該世帯主に対し通知するものとする。

（様式）

第 8 条 この要綱の規定に基づき、用いる書類の様式は別表に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 この要綱の制定に伴い、川崎市国民健康保険料特別徴収取扱要綱（平成 20 年 10 月 1

日施行)は廃止する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表 (第8条関係)

様式番号	名 称	根拠条項
第1号様式	国民健康保険料特別徴収申出書	第2条、第6条
第2号様式	国民健康保険料納付方法変更申出書	第3条

国民健康保険料特別徴収申出書

年 月 日

(宛先)
川崎市 区長

私（世帯主）は、国民健康保険料を特別徴収（年金からの差引き）により納付することを希望し、その旨、申し出いたします。

【申出者記入欄】※太枠内のみ御記入ください。

住 所	〒 川崎市 区						
電 話 番 号	()						
世 帯 主 の 氏 名							
被保険者証 記 号 番 号	50						

【御注意】

特別徴収（年金からの差引き）に該当するかどうかの判定は毎年 7 月に行い、同年 10 月から開始となります。判定の結果、世帯や介護保険料の状況により、特別徴収に該当しない場合があります。

担任		係長	課長		受付印

国民健康保険料納付方法変更申出書

年 月 日

(宛先)
川崎市 区長

私（世帯主）は、国民健康保険料を口座振替により納付することを希望し、その旨、申し出いたします。
なお、未納が生じた場合は、特別徴収に戻されることに同意いたします。

【申出者記入欄】※太枠内のみ御記入ください。

住 所	〒 川崎市 区						
電 話 番 号	()						
世 帯 主 の 氏 名							
被保険者証 記 号 番 号	50						

【御注意】

この申出書を提出いただいた後、区長が承認した場合に特別徴収（年金からの差引き）を中止する手続きを行います。手続きには時間がかかりますので、直近の年金支払の中止に間に合わない場合があります。

担任		係長	課長	
国民健康保険料の納付方法について、口座振替への変更を承認してよいでしょうか。				

受付印